

本報告は、中世ロシアの法文書『舵の書（コルムチャヤ・クニーガ）』（後述）を対象として、初期中世（キエフ時代）法文化における異文化性の問題を考えることを目的としている。

1. 『過ぎし年月の物語』における《ルーシの法》

9世紀後半、キエフに最初のロシア国家が成立したときすでに、東スラヴ系住民がヴァイキングの首領を戴いて造った国家は、十分にインターカルチュラルなものであった。ロシアはビザンツ法を継承することによって、西欧とは異なる度合いと内容とはいえ、ローマ法を継受した。

2. 「ルーシの法」におけるゲルマン的要素

F. ドヴォルニクの次の言葉は、ロシア国家の黎明期の法文化の「異文化性」を公平に映し出す鏡となっているように思われる。「東スラヴ諸部族はほかのスラヴ諸族と比べてはるかに高度に自前の慣習法を発達させていたが、キエフ国家の樹立に際してスカンディナヴィア人が主導的な役割を果たした結果、東スラヴ人の法文化はノルマン系住民の習慣によってより豊かなものになった。」初期キエフ国家の法文化は、東スラヴ人の慣習法を基軸にノルマン的な要素を積極的に取り込んで成立したと考えるのが自然である。

3. キリスト教受容による「ルーシの法」の変容

ところが、ウラジーミル聖公によるキリスト教受容はその状況を一変させる。キリスト教の受容とともに、ビザンツ帝国の法文献が一気にルーシに流れ込み、東スラヴ人の法文化に決定的な転機を与えた。それは、キリスト教とともにビザンツ的な王権の定義と思想がルーシに流入し、在来の氏族社会がキリスト教的な法秩序による再編を迫られたということの意味していた。

4. 『舵の書』の構成

中世ロシアの『舵の書』は、周知のとおり、ビザンツのノモカノンの翻訳である。ノモカノンは教会法（カノン）とビザンツ皇帝の教会に関する法令（ノモイ）の集成である。この集成によって教会の運営は行われてきたし、部分的には現在に至るまで、ことに宗教的な事柄に関する裁判においては教会運営が行われている。コルムチャヤ・クニーガの構成は、以下のとおりである。1）モーセ律法の抜粋

2）『エクログー（法令選集）』3）『人民裁判法』、あるいは、コンスタンティヌス帝の法令集。4）『プロケイロン（法律便覧）』。9世紀のビザンツ帝国マケドニア朝皇帝ヴァシレウスが編纂させた法律集成。5）ルーシにおける最初のキリスト教公、ウラジーミルとヤロスラフの教会法規。ここに収められた諸法規は、宗教的色彩が強い順番から、モーセの律法、キリスト教的色彩の強いビザンツ・ローマ法である『エクログー』、従来のローマ法により近いビザンツ法である『プロケイロン』、スラヴ（語）化したビザンツ法である『人民裁判法』、世俗君主による教会法規、さらに『ルースカヤ・プラウダ』となるであろうが、宗教諸法と世俗諸法が渾然と混じりあった『舵の書』の構成は、モスクワ大公国勃興以前のロシアにおける法文化のあり方を如実に示すものである。

5. 『舵の書』伝承の歴史

『舵の書』は、いうまでもなく、中近世のロシア法文化においては極めて大きな意義をもっている。『舵の書』について包括的な著作をもつI. ジュジュクによれば、「『舵の書』は700年にわたり¹、ロシアの法文化において恒常的に大きな意義をもった。それは教会法の法典であったのみならず、現代国家における憲法にも似て、教会に関連する事項においてあらゆる立法者に厳しく遵守することが要求される類の法典であった。」このことを反映して、『舵の書』は写本文化の伝統においてさまざまな時代に繰り返し制作され、多様性を帯びるにいたった。カイザーによれば、『舵の書』はエフレム本編纂本、セルビア編纂本、いわゆるロシア編纂本の三つの異なる系譜が存在する。もっとも古い編纂本の系譜はエフレム本で11世紀半ばであり、このことから推して、『ノモカノン』はほとんどキリスト教受容と同じ時期にルーシにもたらされたと考えられている。系統樹を見ればわかるとおり、『舵の書』のかなりの部分を占めるのがいわゆるロシア編纂本なのだが、これはキリル3世による教会改革に端を発するものである。13世紀後半の傑出したキエフ府主教キリル3世は、モンゴル勢の侵攻を神の怒りの表現

¹ ピョートル改革にいたるまでをさす。

であると考え、徹底的手段をとることを決意した。彼は南スラヴ（ブルガリアともセルビアといわれる）の君主に改革を主導する教会法典を送るよう求める一方、1274年ウラジーミルにおいて宗務会議を召集した。この宗務会議は、使徒的生活を送ることによって社会正義が実現するというきわめてロシア的な発想の出発点になったように思われるが、それはさておき、南スラヴから送られてきた書物が北ルーシにおける文筆活動を刺激し、モンゴル侵攻後の荒廃からルーシを立ち直らせるための教会改革に用いられたことは確かである。『舵の書』の編纂を含む綱紀肅正の思潮の延長として、府主教座と結んだ世俗勢力（モスクワがその代表格である）の台頭が導かれるのである。

6. 『グラティアーヌス教令集』との比較

ここで、『舵の書』の性格を際立たせるために、古典的カノン法とカノン法学を確立させたとみなされる『グラティアーヌス教令集』との比較を試みてみよう。『グラティアーヌス教令集』に収められた公会議決定、教令、教皇令、教父文献などは、教会の一般的法規範として効力をもつ典拠という意味で、アウクトリタテス auctoritates と呼ばれるが、教会法学者、淵倫彦によれば、『グラティアーヌス教令集』は次の5つのアウクトリタテスによって構成されている。1) 聖書 Scriptura。2) 使徒訓戒 Canones Apostolorum。3) 公会議決議 Canones Concilii。4) 教皇令 Decretales。5) 教父文献。

『グラティアーヌス教令集』と『舵の書』の構成を比較してみたとき、私たちは重なる部分が非常に多いことに気づく。『舵の書』に収められた世俗法の多くは身分法（家族・親族法）であり、西欧においてこれは教会法がカバーする領域であったことを考えると、教皇令と皇帝勅令の違いはあれ、『グラティアーヌス教令集』と『舵の書』の類似性は無視できぬものである。

7. 『舵の書』に現われたキリスト教と異教の対立

ここまでで私たちが確認してきたのは、『舵の書』は教会にかかわることを中心に聖俗さまざまな内容を含み、中世の民衆にとって現代の憲法にも比すべき重要な書であったことである。それは、結婚など一般教区民の生活に関する記述を多く含んでいるが、なかでも特別な位置を占めるのが民衆の異教的習慣を糾弾する一連の文書である。リヤザン版『舵の書』を例にとって、これら魔術に関する記述を試みることにしよう。

ロシア版『舵の書』の系譜に属するリヤザン版『舵の書』と、エフレム本の系譜を引くウスチューグ版『舵の書』において見出される見世物師の活動を禁ずる条項を見ておくことにしよう。

ウスチューグ版『舵の書』（13世紀）

素朴な人々を慰んだり、喜ばせたりするために、熊やそのほかの動物を連れ歩く者、偶然の辻占、運命、魔術を信じる者、雲を払う魔術を使う者らは、断罪されるべきである。そのようなことをする者たちは、6年間教会に通うことを禁ずる。

リヤザン版『舵の書』（1284年）

…何らかのことを聞き出そうとして（魔術師に近づいた者は一訳者注）6年間の教会禁足措置を受ける。同様に、熊を連れ歩く者、魔術師、雲を払う魔術を使う者に近づく者、運命や偶然の辻占を信じるものも教会から遠ざけられる。

解釈 素朴な人々を慰んだり、喜ばせたりするために熊やそのほかの動物を餌づけしたり、飼ったりする者、辻占を信じる者、運命をロジャニツァといって信じる者、魔術を信じる者も同様である。

大典礼書に付属する『ノモカノン』

もしも誰かが、魔術師のところに通ったならば、… トウルロ公会議決議 61条の規定によって六年間聖体拝受ができない。…

熊やそのほかの動物を見世物やふつうの人々を害するために連れ回したりする者、雲を払ったり、お守りをあたえたり、幸運や、この日に生まれたものはよい、この日は悪いと占い暦を信じる者は…

これらの条項が禁止していることは、ロシアではスカマロフと呼ばれる放浪芸人が行っていたことであり、明らかにルーシの現実を反映しているものである。ルーシの教会人たちがロシアにおけるこれらの旅芸人の活動を禁止する際に、ビザンツ法をその法源としていた。クリュチェフスキイの言葉を借りれば、ビザンツ法典への参照は形式的なものではなく、素材的に行われたといえる。規則は、当時のルーシの現実にあわせて、ロシア版『舵の書』では若干の改変をともなったのである。

もう一つ『舵の書』から、面白い事例を挙げてみよう。ニカエア公会議、カルケドン公会議などを経て決定づけられたキリストの位置づけとは異なり、そもそも聖母の地位は431年のエフェソス公会議で「テオトコス」の名称が公式に認められたのち、あいまいなままで放置されてきた。聖母（＝テオトコス）がいったい神なのか、人なのか、よしんば神でないにしても、人間としてふつうの存在なのか特別な何者なのかといった問題は、神学史上ほとんど問われてこなかった。この聖母の地位のあいまいさから、民衆には聖母を生身の人間として処遇するさまざまな風習が生まれることになった。下記の法規定はリャザン版『舵の書』からの引用で、先の場合と同様、トゥルロ公会議の規定（79条）であるが、ここでは、まさに聖母の地位が問題となっている。

トゥルロ公会議決議 79 条

キリスト降誕ののち聖母の祝日にお産のお祝いだといって麦粉を煮たり、そのほかの料理を作る者は、破門されるべきである。

注釈。これは、永遠の処女、聖母に対する尊崇の心ではないからである。聖母の肉への宿りは、私たち人間の本性にならってほかのふつうの女の誕生の場合と同じように理解することはできず、知を超えたものだからである。同様に、玄妙なるその生誕について、物語ることも、何かをなすことはできないからである。

このために、誰かがキリスト降誕祭の翌朝に、至純なる処女なる母のためにその出産のあとに、麦粉やその他のものを煮たり、それをほかの人々に配ったりしたならば、それが堂務者ならば追放されるべきであるし、世俗の人間ならば容赦なく破門されるべきである。なぜなら、神の降誕は処女からであり、懐胎は受精によるものではないと教えられているからである。

もしも聖母が人間であるならば、人間並みに出産祝いをするのが礼儀というものであろう。しかしながら、処女のまま出産をしたとする建前に忠実であるならば、ふつうの人間ではなく、神に近い存在としてふさわしい扱いが要求される。こうした根拠により、コンスタンティノーブル総主教庁はこうした風習を禁止し、そうした教会の態度はルーシ府主教座にも受け継がれたのである。しかしながら、こうした祭りを根絶しようとする教会の努力は実を結ばなかった。正教会当局は、聖母を不敬にも普通の人間と同一視する、そのような動きと戦う一方で、そのような民衆の感覚を自らの教義体系のなかに取り込まなくてはならなかった。こうしたできた教会の祝日が、「至聖なる聖母の集い」という名の祝日である。

8. まとめ

以上のように、『舵の書』から若干の実例を引いてきたが、これだけでも、『舵の書』が狭い教会内部の法令集という立場ではなく、キリスト教正教信仰をもつすべての人々をターゲットとして、聖俗にわたる生活規定を提供するものであったことがわかるのではないだろうか。13世紀後半、モンゴルの侵攻に壊滅したルーシを再建するために、しっかりした教会法典を必要としたキリル3世が南スラヴからしかるべき『舵の書』を取り寄せ、それが14世紀以降の『舵の書』とその系譜を引く教会法典（たとえば、ノヴゴロド・ソフィア・コレクション 1262, 1285）などの新たな教会法典の伝統の土台となったことは非常に重要なことである。このように社会的な危機に直面したり、時代に応じた秩序を再構築しようとするときに、正教会にその方向性を求める傾向はこのままつづき、ロシアの形成に大きな役割を果たしたことは確かなことであると思われる。たとえば、イワン雷帝による『百章』、同じ時代のシルヴェストルによる『ドモストロイ』、スムータ後の『1649年ウロジェーニエ』の編纂なども、明らかにこうした系譜のうえに属するものといえる。重要なことは、中世初期のロシア法文化において、法令はつねに教会法の枠組みのなかで構築されてきたということである。世俗法が独立した位置を獲得するのは、モスクワ大公国の権力確立以降、1497年法典、1550年法典の成立まで待たなければならなかった。

聖界と俗界がにらみあい、ある種の切磋琢磨の関係を保ちながら、独自の法世界を構築していった西欧とは異なり、ロシアにおける聖俗融合の潮流のなかでは、聖と俗をあえて分離せず、聖俗あらゆる側面から生活全体を規定しようとする法文化の性質が生まれたように筆者には思われる。ロシアでは、聖界と俗界が対立関係をもつことができるほどに、両者の足場が堅固ではなく、へたに両者が対立したとき、最悪の場合共倒れしてしまう状況にあった。聖俗相乗りの法文化をもたらしたもっとも有力な基盤は、ロシアに与えられたこうした状況であったと考えている。

参考文献

- Бенешевич, В.Н., Древнеславянская кормчая XIV титулов без толкований. Труд В.Н. Бенешевича. Т.1. СПб., 1906
- Бенешевич, В.Н., Древнеславянская кормчая XIV титулов без толкований, Труд В.Н. Бенешевича. Т.2. Издательство Болгарской академии наук. София, 1987
- Бенешевич, В.Н., Сборник памятников по истории церковного права, преимущественно русской церкви до эпохи Петра первого. Пг., 1915
- Ключевский, В.О., Сочинения в девяти томах I. М., 1987
- Павлов, А., Номоканон при большом требнике. М., 1897
- Срезневский, И.И., Обзорение древних русских списков кормчей книги. СПб., 1897
- Щапов, Я.Н., Византийское и южнославянское правовое наследие на Руси в 11-15 вв.. М., 1978
- Щапов, Я.Н., Княжеские уставы и церковь в древней Руси. М., 1972
- Щапов, Я.Н., Госдарство и церковь древней Руси X-XIII вв.. М., 1989
- Brundage, James, A., Medieval Canon Law. Longman, 1995
- Dvornik, F., Byzantine political ideas in Kievan Russia. Dumbarton Oaks Papers 9-10, 1956
- Helmholz, R. H., The Spirit of Classical Canon Law. the University of Georgia Press, 1996
- Kaiser, D.H., The Growth of the Law in Medieval Russia. Princeton UP, 1980
- Vernadsky, G., Medieval Russian Laws. New York, 1947
- 岡田有恒、森征一、山内進『西洋法制史』、ミネルヴァ書房、2004年
- 勝田吉太郎「ルス法典(ルースカヤ・プラウダ、ルーシの法典)研究」『勝田吉太郎全集 5 革命の神話』、ミネルヴァ書房、1992年
- 河村盛一『ルースカヤ・プラウダ』黎元社、1953年
- ギボン『ローマ法学の理念』有信堂、1972年
- クリュチェフスキイ『ロシア史講話1』(八重樫喬任訳)恒文社
- ジャック・ヴェルジュ『中世の大学』みすず書房、1979年
- シュトウツ『私有教会・教会法史』創文社歴史学叢書、1972年
- ピーター・スタイン『ローマ法とヨーロッパ』ミネルヴァ書房、2003年
- 草加千鶴「ルースカヤ・プラウダ簡素本の起源と意義」『創価大学大学院紀要』25、2003年、287-304ページ
- 戸倉広「ビザンチン法小史」『国士館法学』第7巻
- 源河達史「グラティアス教令集における帰責の問題について」『法学協会雑誌』第119巻第2,5,7,8号
- 淵倫彦「グラティアーヌス教令集における法源論の構造(1)(2)」『法学協会雑誌』第89巻10号12号、1972年
- 淵倫彦「第二次世界大戦後のカノン法史学—中世カノン法研究所の活動を中心として」『法制史研究』27、1978年
- 『サリカ法典』(久保正幡訳)創文社、1977年
- 『リブアリア法典』(久保正幡訳)創文社、1977年